

令和7年度

## 安平町早来富岡地区専用水道水質検査計画



臨空浄水場

水質検査は、水道水の安全性を確保するために不可欠であり、水道の水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するとともに、水質検査項目等を定めたものです。

### 水質検査計画の内容

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水道の原水及び水道水の状況
- 4 検査地点
- 5 水質検査項目及び検査頻度
- 6 水質検査方法
- 7 臨時の水質検査
- 8 水質検査の自己／委託の区分
- 9 水質検査計画及び水質検査結果の公表
- 10 水質検査の精度と信頼性保証
- 11 関係者との連携

## 1 基本方針

- (1) 検査地点は、給水栓と浄水場の入口で行います。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目及び水質管理上必要と判断した項目とします。
- (3) 検査頻度は、検査する項目のこれまでの検出状況などを考慮して定めます。

## 2 水道事業の概要

### (1) 給水状況

早来富岡地区専用水道の給水状況は、下表のとおりとなっています。

給水区域	早来臨空工業団地
計画給水人口	95 人
給水件数	6 件（令和 5 年度末）
年間給水量	50,019m <sup>3</sup> （令和 5 年度実績）
計画一日最大給水量	1,000m <sup>3</sup> （令和 5 年度実績 308m <sup>3</sup> （6 月 15 日））
一日平均給水量	127m <sup>3</sup> （令和 5 年度実績）

### (2) 浄水場施設概要

浄水場名	臨空浄水場
所在地	安平町早来富岡 258 番地 5
水源	地下水（浅井戸 L-25m）
浄水能力（m <sup>3</sup> /日）	1,000
主な浄水処理方式	滅菌のみ
主な使用薬品 消毒剤	次亜塩素酸ナトリウム

## 3 水道の原水及び水道水の状況

水道の原水の状況として、原水の汚染要因及び水質管理上注意すべき項目を示します。

原水の状況

	地下水（臨空浄水場）
原水の汚染要因	・地質由来の無機物及び重金属
水質管理上注意すべき項目	・ヒ素 ・臭素酸及び塩素酸（次亜塩素酸ナトリウムに含有）

水道水については、適正な浄水処理が行われて水質基準を十分満足しており、安全で良質な水であるといえます。

平成 30 年北海道胆振東部地震後においても水質に変化はありません。

## 4 検査地点

### (1) 蛇口

工業団地内の1箇所を設定しました。

### (2) 浄水場の入口

浄水処理が適正に行われていることを確認するために、浄水場の入口も検査地点とします。

## 5 水質検査項目と検査頻度

### (1) 水質基準が適用される蛇口における水質検査項目と検査頻度（P 3 参照）

#### ① 水質検査項目

安平町では、水道法で検査が義務付けられている毎日検査項目、水質基準項目について検査を行います。

#### ② 検査頻度

##### ア) 毎日検査項目

色、濁り、消毒の残留効果（残留塩素）については、自動測定装置により24時間連続で検査を行います。

##### イ) 水質基準項目

蛇口で検査する項目の頻度は、毎月検査（9項目）と消毒副生成物（11項目）を除く項目について、法令により、検査回数を以下のとおり減らしてもよいことが示されています。

- ・原則：年4回
- ・過去3年間の最大値が基準値の10%以下である項目：3年に1回以上
- ・過去3年間の最大値が基準値の20%以下である項目：1年に1回以上

早来富岡地区専用水道の水源は非常に良好であることから、この判断基準に従い、表2に示す頻度で水質検査を行います。

### (2) 原水の水質検査項目と検査頻度

#### ① 水質検査項目

水道原水の水質基準項目（39項目）は、浄水処理工程における適正な水質管理の面から行います。

#### ② 検査頻度

水道原水について年1回、消毒副生成物と味を除く全項目検査を行います（表2をご覧ください）。臭気物質については、水源が貯留水でないことから3年に1回の検査とします。

また、クリプトスポリジウム指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）の検査を年4回行います。

水質基準項目及び検査頻度（年間）

No.	項 目	基準値 (mg/l)	臨空浄水場		備 考
			浄水	原水	
1	一般細菌	100 個/ml 以下	12	1	省略不可 (浄水)
2	大腸菌	検出されないこと	12	1	省略不可 (浄水)
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l 以下	1	1	
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l 以下	1	1	
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l 以下	1	1	
6	鉛及びその化合	0.01 mg/l 以下	1	1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l 以下	1	1	
8	六価クロム化合物	0.02 mg/l 以下	1	1	
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l 以下	1	1	
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l 以下	4	1	省略不可 (浄水)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l 以下	4	1	
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l 以下	1	1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l 以下	1	1	
14	四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	1	1	
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下	1	1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	1	1	
17	ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	1	1	
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	1	1	
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	1	1	
20	ベンゼン	0.01 mg/l 以下	1	1	
21	塩素酸	0.6 mg/l 以下	4		省略不可 (浄水)
22	クロロ酢酸	0.02 mg/l 以下	4		省略不可 (浄水)
23	クロロホルム	0.06 mg/l 以下	4		省略不可 (浄水)
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	4		省略不可 (浄水)
25	ジブromクロロメタン	0.1 mg/l 以下	4		省略不可 (浄水)
26	臭素酸	0.01 mg/l 以下	4		省略不可 (浄水)
27	総トリハロメタン	0.1 mg/l 以下	4		省略不可 (浄水)
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	4		省略不可 (浄水)
29	ブromジクロロメタン	0.03 mg/l 以下	4		省略不可 (浄水)
30	ブromホルム	0.09 mg/l 以下	4		省略不可 (浄水)
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l 以下	4		省略不可 (浄水)
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l 以下	1	1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l 以下	1	1	
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l 以下	1	1	
35	銅及びその化合物	1.0 mg/l 以下	1	1	
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l 以下	1	1	
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l 以下	1	1	
38	塩化物イオン	200 mg/l 以下	12	1	省略不可 (浄水)
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300 mg/l 以下	1	1	
40	蒸発残留物	500 mg/l 以下	4	1	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l 以下	1	1	
42	ジェオスミン	0.00001 mg/l 以下	1	1	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l 以下	1	1	
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l 以下	1	1	
45	フェノール類	0.005 mg/l 以下	1	1	
46	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3 mg/l 以下	12	1	省略不可 (浄水)
47	pH 値	5.8 以上 8.6 以下	12	1	省略不可 (浄水)
48	味	異常でないこと	12		省略不可 (浄水)
49	臭気	異常でないこと	12	1	省略不可 (浄水)
50	色度	5 度以下	12	1	省略不可 (浄水)
51	濁度	2 度以下	12	1	省略不可 (浄水)
52	大腸菌 (クリプトスポリジウム対策指針)	-		4	
53	嫌気性芽胞菌	-		4	

## 6 水質検査方法

給水栓等における水質基準項目の検査は、厚生労働省登録検査機関で行います。

検査方法については、「水質基準に関する法令の規程に基づき厚生労働大臣が定める方法」により行います。

それ以外の検査方法は、上水試験法（日本水道協会）等により行います。

## 7 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、水道水が以下の場合により水質基準に適合しない恐れがあるときに行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

## 8 水質検査の自己／委託の区分

委託検査とします。

## 9 水質検査計画及び水質検査結果の公表

水質検査計画とこれに基づいて実施した水質検査の結果は、安平町役場総合庁舎水道課に備えてあり、お持ちいただけます。

## 10 水質検査の精度と信頼性保証

検査の委託先は、厚生労働省登録機関とし、受託者の精度管理で精度と信頼性を確保します。

毎日検査については、自動測地装置により24時間連続で検査を行います。定期検査結果と比較照合することで精度の確保を維持します。

## 11 関係者との連携

検査結果は、北海道胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室（北海道苫小牧保健所）へ速やかに報告し、問題がある場合は速やかに対処します。

**お問合せ先** 安平町役場 総合庁舎 水道課 水道グループ  
〒059-1595 勇払郡安平町早来大町 95 番地  
電話 0145-22-2730 ファックス 0145-22-3006  
メールアドレス：slsuidou@town.abira.lg.jp